

第1章 互助組合の概要

第1節 概要について

1	互助組合の概要	102
2	退職互助部の概要	104

第2節 沿革について

1	設立	105
2	県条例の制定	105
3	掛金	105
4	資格	105

第3節 事務局

1	県事務局	106
2	支部事務局	106
3	おしば会館	106

第 1 節 概要について / 1 互助組合の概要

項 目	摘 要
(1) 名称	一般財団法人静岡県教職員互助組合
(2) 事務所	静岡市葵区駿府町 1 番 12 号
(3) 設立	昭和 25 年 10 月 1 日（平成 25 年 4 月 1 日一般財団法人に移行登記）
(4) 設置の根拠	静岡県教職員の共済制度に関する条例に基づいて設置されている。
(5) 目的	静岡県における教育文化の振興発展並びに教職員及び教育関係者の生活の安定と福利の増進を図ることを目的としている。
(6) 組織	静岡県内に勤務する学校教職員及び教育関係者を組合員として組織している。 県内を 16 支部に分けてある。
(7) 掛金（会費）	ア 一般組合員 (7) 短期掛金 給料月額 1000 分の 6 (4) 長期掛金 給料月額 1000 分の 3 ただし、1000 分の 3 が 300 円に満たないときは 300 円とする。 (7) 特別積立金会費 給料月額 1000 分の 5 イ 短期組合員（任用期間の定めのある職員） (7) 短期掛金 給料月額 1000 分の 6 ウ 掛金（会費）の免除 次の休業は、掛金を免除する。 (7) 産前産後休業期間中（当該月の 1 日現在） (4) 育児休業期間中（当該月の 1 日現在又は当該月に休業の開始日から終了日までの日数が 14 日以上を取得を含む。）
(8) 補助金	平成 20 年度からは、見送りのため 0 円
(9) 運営	定款、規則、規程、要領、細則に基づき、評議員会又は理事会を経て運営する。 ※定款及び規程集は、互助組合ホームページにて公開
(10) 役員等	理事 13 人以上 17 人以内、監事 3 人以内、会計監査人 1 人を置く。
(11) 評議員	10 人以上 14 人以内を置く。

第1節 概要について / 1 互助組合の概要

項 目	摘 要
(12) 会議	運営委員会は、運営委員をもって構成し、運営委員は各支部2人から8人以内で49人。退職互助部部長会は各支部の互助部長をもって構成し、部長は15人。

第1節 概要について / 2 退職互助部の概要

項 目	摘 要																																																								
(1) 事務所	静岡市葵区駿府町 1 番 12 号																																																								
(2) 発足	昭和 40 年 4 月 1 日																																																								
(3) 会費	ア 現職組合員（一般組合員） (i) 退職互助部会費 月 額 給料月額の 1000 分の 1 (ii) 次の休業は、掛金を免除する。 ・産前産後休業期間中（当該月の 1 日現在） ・育児休業期間中（当該月の 1 日現在又は当該月に休業の開始 日から終了日までの日数が 14 日以上を取得を含む。） イ 退職組合員 （退職互助部加入時に一括納入、以後は不要） <table><tr><th>年 齢</th><th>継続加入会費 の額</th><th>年 齢</th><th>継続加入会費 の額</th></tr><tr><td>満 50 歳</td><td>55 万円</td><td>満 63 歳</td><td>42 万円</td></tr><tr><td>満 51 歳</td><td>54 万円</td><td>満 64 歳</td><td>41 万円</td></tr><tr><td>満 52 歳</td><td>53 万円</td><td>満 65 歳</td><td>40 万円</td></tr><tr><td>満 53 歳</td><td>52 万円</td><td>満 66 歳</td><td>38 万円</td></tr><tr><td>満 54 歳</td><td>51 万円</td><td>満 67 歳</td><td>36 万円</td></tr><tr><td>満 55 歳</td><td>50 万円</td><td>満 68 歳</td><td>34 万円</td></tr><tr><td>満 56 歳</td><td>49 万円</td><td>満 69 歳</td><td>32 万円</td></tr><tr><td>満 57 歳</td><td>48 万円</td><td>満 70 歳</td><td>30 万円</td></tr><tr><td>満 58 歳</td><td>47 万円</td><td>満 71 歳</td><td>28 万円</td></tr><tr><td>満 59 歳</td><td>46 万円</td><td>満 72 歳</td><td>26 万円</td></tr><tr><td>満 60 歳</td><td>45 万円</td><td>満 73 歳</td><td>24 万円</td></tr><tr><td>満 61 歳</td><td>44 万円</td><td>満 74 歳</td><td>22 万円</td></tr><tr><td>満 62 歳</td><td>43 万円</td><td>満 75 歳以上</td><td>20 万円</td></tr></table> ※年齢は、退職日の属する年度末の年齢をいう。	年 齢	継続加入会費 の額	年 齢	継続加入会費 の額	満 50 歳	55 万円	満 63 歳	42 万円	満 51 歳	54 万円	満 64 歳	41 万円	満 52 歳	53 万円	満 65 歳	40 万円	満 53 歳	52 万円	満 66 歳	38 万円	満 54 歳	51 万円	満 67 歳	36 万円	満 55 歳	50 万円	満 68 歳	34 万円	満 56 歳	49 万円	満 69 歳	32 万円	満 57 歳	48 万円	満 70 歳	30 万円	満 58 歳	47 万円	満 71 歳	28 万円	満 59 歳	46 万円	満 72 歳	26 万円	満 60 歳	45 万円	満 73 歳	24 万円	満 61 歳	44 万円	満 74 歳	22 万円	満 62 歳	43 万円	満 75 歳以上	20 万円
年 齢	継続加入会費 の額	年 齢	継続加入会費 の額																																																						
満 50 歳	55 万円	満 63 歳	42 万円																																																						
満 51 歳	54 万円	満 64 歳	41 万円																																																						
満 52 歳	53 万円	満 65 歳	40 万円																																																						
満 53 歳	52 万円	満 66 歳	38 万円																																																						
満 54 歳	51 万円	満 67 歳	36 万円																																																						
満 55 歳	50 万円	満 68 歳	34 万円																																																						
満 56 歳	49 万円	満 69 歳	32 万円																																																						
満 57 歳	48 万円	満 70 歳	30 万円																																																						
満 58 歳	47 万円	満 71 歳	28 万円																																																						
満 59 歳	46 万円	満 72 歳	26 万円																																																						
満 60 歳	45 万円	満 73 歳	24 万円																																																						
満 61 歳	44 万円	満 74 歳	22 万円																																																						
満 62 歳	43 万円	満 75 歳以上	20 万円																																																						
(4) 運営	定款、規則、規程、要領、細則に基づき、評議員会又は理事会を経て運営する。 ※定款及び規程集は、互助組合ホームページにて公開																																																								
(5) 役員等	理事 13 人以上 17 人以内、監事 3 人以内、会計監査人 1 人を置く。																																																								
(6) 会議	理事会、退職互助部部長会																																																								

第2節 沿革について

項 目	摘 要
1 設立	(1) 静岡県教職員弘済会の設立 静岡県教職員組合厚生部の事業の発展として、1950(昭和25)年6月静岡県教職員弘済会を設立。1口100円の積立預金を開始する。 (2) 静岡県教育公務員弘済会の設立 1953(昭和28)年10月、静岡県教育公務員弘済会を設立、自主運営による給付事業、貸付事業を開始する。 (3) 静岡県教職員互助組合に名称変更 1956(昭和31)年、県条例が制定され、適用を受ける。名称を「静岡県教職員互助組合」に変更する。 (4) 一般財団法人に移行 2012(平成24)年2月8日、「一般財団法人」認可基準に適合を受け、2013(平成25)年4月1日から一般財団法人に移行する。
2 県条例の制定	(1) 県条例の制定「静岡県教職員の共済制度に関する条例」 1956(昭和31)年、静岡県条例第70号をもって、静岡県職員互助会、静岡県警察職員互助会、静岡県教職員互助組合が同時に条例制定され、同年1月1日から適用を受ける。 (2) 互助組合掛金の所得税控除対象 共済制度の条例団体となり、所得税法に基づき掛金は社会保険料控除の対象となる。 (3) 掛金等の給与控除 1956(昭和40)年10月12日の条例改正(第6条掛金等の給与からの控除)により、県の給与支給機関が給与支給前に掛金等を控除し互助組合に支払うことが可能となる。 1976(昭和46)年度に定率制に移行。1980(昭和55)年8月から特別積立金制度に伴い会費を徴収、以降、現行の掛金体系となっている。 2020(令和2)年度より、再任用職員(フルタイム勤務職員)及び任期付職員の掛金は、短期掛金のみとする。 2022(令和4)年10月より、任用期間の定めがある職員(短期組合員)は、短期掛金のみとする。
3 掛金	
4 資格	2024(令和6)年4月より、加入資格に現職組合員は年度末時点で定年前の者、退職組合員は退職日の属する年度末に満50歳以上かつ一般組合員としての在会期間10年以上の条件を追加する。 ただし、令和6年度に限り現職組合員の資格条件に特例措置を設け、定年以上であっても本人の意向で加入できることとした。

第 3 節 事務局

摘 要

1 県事務局

(1) 所在地・電話

所在地	電話	FAX
420-0856 静岡市葵区駿府町 1-12	054-254-3626	054-254-3594

(2) 係

係 名	メールアドレス
総 務 係	soumu@sizu-kyogo.com
経 理 係	keiri@sizu-kyogo.com
組 合 員 係	kumiaiin@sizu-kyogo.com
生涯福祉係	fukushi@sizu-kyogo.com
退職互助部係	taigo@sizu-kyogo.com

2 支部事務局一覧

支部名	所在地	電話／FAX	メールアドレス
賀 茂	415-0035 下田市東本郷 2-12-9	0558-22-2364／0558-22-2388	kamo
田 方	410-2322 伊豆の国市吉田 82-1	0558-76-8225／0558-76-8311	tagata
東 豆	414-0006 伊東市松原 624-5	0557-37-3136／0557-37-5866	touzu
三 島	411-0035 三島市大宮町 2-14-20	055-981-1072／055-981-1073	mishima
駿 東	410-0114 裾野市大畑 139	055-992-4141／055-994-0100	suntou
沼 津	410-0806 沼津市本字丸子町 752-11	055-964-5500／055-964-6464	numadu
富 士	417-0801 富士市大淵 2585-3	0545-35-7700／0545-35-7711	fuji
静岡 清庵事務所	424-0812 静岡市清水区小芝町 3-6	054-364-5436／054-364-0059	seian
静岡 静岡事務所	420-0856 静岡市葵区駿府町 1-12	054-252-3934／054-251-6032	shizuoka
志 太	426-0061 藤枝市田沼 3-13-9	054-634-1160／054-634-1161	shida
榛 原	421-0422 牧之原市静波 768	0548-22-5519／0548-22-4689	haibara
小 笠	436-0017 掛川市杉谷 734-4	0537-24-6385／0537-24-4071	ogasa
磐 周	438-0077 磐田市国府台 489-1	0538-32-5171／0538-39-3955	bansyuu
浜 松	430-0903 浜松市中央区東三方町 149-2	053-482-8754／053-482-8756	hamamatu
湖 西	431-0431 湖西市鷺津 2155-5	053-523-6255／053-523-6259	hamana
高 校	420-0856 静岡市葵区駿府町 1-12	054-255-9208／054-272-8288	koukou

※メールアドレスは、---@sizu-kyogo.com

3 おしば会館

所在地	電話	FAX
424-0812 静岡市清水区小芝町 3-6	054-365-3699	054-364-0059